

*利用できるサービス

利用者の負担は、原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P9）です。

- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる共生型サービスの対象です。
- 「サービス費用」はめやすです。これ以外に、サービスによっては居住費等、食費、日常生活費などの自己負担や、サービス内容や地域などによる加算があります。

凡例	要介護	要介護1～5の方が対象（介護サービス）	事業対象者	事業対象者（▶P24）が対象
	要支援	要支援1・2の方が対象（介護予防サービス）	65歳以上	65歳以上の方が対象

●サービスを利用する前に

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

*介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

きょ たく かい ご し えん
居宅介護支援

要介護

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

かい ご よ ぼう し えん
介護予防支援

要支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

※小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

在宅サービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）です。訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

*ホームヘルパーの訪問を受けて利用するサービス

ほう もん かい ご
訪問介護

要介護

（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」が受けられます。



- 要支援1・2、事業対象者の方は、サービス・活動事業の訪問型サービスが利用できます（▶P24）。

費用のめやす

		自己負担分	サービス費用
身体 介護中心	20分～30分未満	261円	2,610円
	30分～1時間未満	414円	4,140円
生活 援助中心	20分～45分未満	192円	1,915円
	45分以上	236円	2,354円

- 早朝・夜間・深夜などの加算があります。

	自己負担分	サービス費用
通院等乗降介助（1回）	104円	1,037円

※通院等のために訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助、乗車前降車後の屋内での移動等の介助、または通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

身体介護

食事、入浴、排せつの介助など
利用者の身体に直接接触する介助
等で、本人が行うのが困難な場合

- 排せつ介助・おむつ交換
- 入浴介助・身体の清拭
- 着替え・体位変換の介助
- 通院、官公署への届出等の外出介助 など

生活援助

掃除、洗濯、買い物、調理な
どの家事で、利用者や家族が行
うことが困難な場合

- 利用者が使用する居室等の掃除
- 利用者の衣類等の洗濯
- 食料等の生活必需品の買い物
- 一般的な食事の調理 など

介護保険の訪問介護では利用できないもの

- 利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの
 - 利用者以外の方の洗濯、調理、買い物、布団干し
 - 主に利用者が使用する居室等以外の掃除
 - 来客の応接
 - 留守番
 - 自家用車の洗車や掃除
 - 庭の草取り、植物の剪定、草木の水やり
 - 犬の散歩
 - 家具の移動
 - 部屋の模様替え
 - 特別な手間をかけて行う調理
 - 大掃除、床のワックスがけ
 - 家屋の修理、ペンキ塗り
 - ドライブ
 - 嗜好品の買い物
 - 冠婚葬祭
 - お祭りなど地域の行事への参加 など
- 金銭・貴重品の取り扱い 預貯金の引き出しや年金の受け取り など
- 医療行為

＊介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

ほう もん にゅう よく かい ご

訪問入浴介護

要支援

要介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、事業者が持参した浴槽で入浴介護が受けられます。



費用のめやす【1回あたり】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	916円	9,159円
要介護1～5	1,355円	13,546円

＊看護職員は利用者の入浴前後の体温や血圧、脈拍等のバイタルチェックや入浴介助等を行います。医療行為はできません。

＊自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

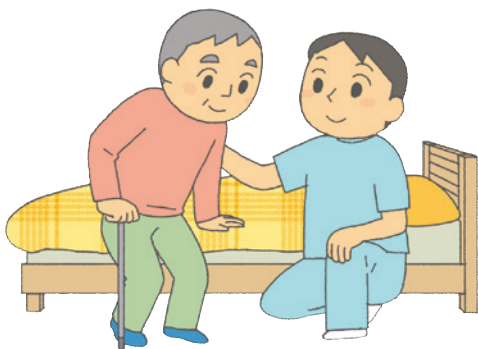
ほう もん

訪問リハビリテーション

要支援

要介護

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションが受けられます。



費用のめやす【1回あたり】

※週6回を限度。

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	315円	3,143円
要介護1～5	325円	3,249円

理学療法士
(PT)

身体的な機能低下が見られる方などに、医師の指示のもと、立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。

作業療法士
(OT)

身体的な機能低下が見られる方などに、医師の指示のもと、絵画、手工芸、園芸等さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。

言語聴覚士
(ST)

言葉や発声、聴覚の障害がある方に、機能の回復や改善を目的とした訓練や助言、支援をします。

＊看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

ほう もん かん ご

訪問看護

要支援

要介護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助等が受けられます。



費用のめやす【30分～1時間未満／病院・診療所からの場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	592円	5,917円
要介護1～5	615円	6,141円

＊早朝・夜間・深夜などの加算があります。

●がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

＊居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

きょ たくりょうよう かん り し どう

居宅療養管理指導

要支援

要介護



医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な方の居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導をします。

費用のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	自己負担分	サービス費用
医師の場合(月2回まで)	515円	5,150円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円	5,170円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円	5,660円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円	5,180円
管理栄養士の場合(月2回まで)	545円	5,450円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円	3,620円

＊事業所に通所して利用するサービス

つう しょ かい ご

通所介護

要介護

(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

(利用するメニューによって費用が加算されます。)

- 要支援1・2、事業対象者の方は、サービス・活動事業の通所型サービスが利用できます(▶P24)。



費用のめやす【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	688円	6,876円
要介護2	812円	8,119円
要介護3	941円	9,405円
要介護4	1,069円	10,690円
要介護5	1,200円	11,996円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

つう しょ

通所リハビリテーション

要支援

要介護

(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

(利用するメニューによって費用が加算されます。)

費用のめやす【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	804円	8,039円
要介護2	953円	9,526円
要介護3	1,104円	11,035円
要介護4	1,282円	12,818円
要介護5	1,455円	14,548円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	2,393円	23,927円
要支援2	4,461円	44,605円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

他制度のサービスとの併用について

【障害福祉サービスを使っている方へ】

障害のある方が、介護保険の被保険者となり、要介護認定を受けると、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先されます(訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)など)。

介護保険サービスのみでは、支給量が確保できないなどのお困りごとがある場合は、お住まいの区役所の担当部署へご相談ください。

【医療保険でサービスを受けている方へ】

現在、医療保険で訪問介護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導を受けている場合、要介護認定を受けると、原則として介護保険での同サービスの利用が優先され、医療保険の適用ではなくなります。いずれの適用となるか、詳しくは医療機関にご相談ください。

＊ 短期間施設に入所して利用するサービス

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。
- 費用は施設の種類や部屋のタイプ（▶P21）、サービスに応じて異なります。

たん き にゆう しょ せい かつ かい ご 短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。



要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす
【併設型の施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	476円	4,758円
要支援2	592円	5,918円
要介護1	637円	6,361円
要介護2	709円	7,089円
要介護3	786円	7,859円
要介護4	860円	8,598円
要介護5	933円	9,326円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

たん き にゆう しょ りょうよう かい ご 短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。



要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす
【介護老人保健施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	641円	6,405円
要支援2	809円	8,088円
要介護1	868円	8,673円
要介護2	920円	9,196円
要介護3	987円	9,864円
要介護4	1,042円	10,418円
要介護5	1,100円	10,993円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

＊ 有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

とく てい し せつ にゆう きょ しゃ せい かつ かい ご 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入所している要支援、要介護の方が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話が受けられます。

サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と、外部の事業者がサービス提供する外部サービス型に区分されます。

住所地特例が適用されます

他市区町村の特定施設（地域密着型サービスは除く）に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす【包括型（一般型）】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	192円	1,912円
要支援2	327円	3,270円
要介護1	567円	5,663円
要介護2	637円	6,364円
要介護3	710円	7,095円
要介護4	778円	7,774円
要介護5	850円	8,495円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

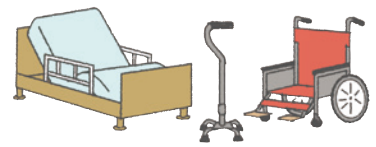
福祉用具で自立した日常生活の推進や介助者の負担を減らすサービス

ふくし ようぐ たいよ

福祉用具貸与

要支援

要介護



日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P9）を負担します。

対象となる福祉用具 ◆印の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり（工事をとまなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をとまなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器		●	●
認知症老人徘徊感知機器		●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）		●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

● 利用できます

▲ 尿のみを吸引するものは利用できます

× 原則として利用できません

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
 - ※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえは、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

とく てい ふくし ようぐ こうにゅう

特定福祉用具購入

要支援

要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



対象となる福祉用具

- 腰掛便座 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器 ● 入浴補助用具
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分

下記の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。

- ◆ 固定用スロープ ◆ 歩行器（歩行車を除く）
- ◆ 単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえ

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

- ※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
- ※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が指定事業者に1割～3割を支払い、そのあとに9割～7割が介護保険から事業者へ支払われます。
- ※原則として同一種目の再購入は、購入費の支給を受けることはできません。ただし、正規の使い方での福祉用具が破損した場合や、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等、特別の事情がある場合については、支給の対象になる場合があります。（事前に区役所地域福祉課までご相談ください。）

福祉用具の利用の流れ

福祉用具専門相談員が訪問します
福祉用具専門相談員が訪問しますので、利用者の心身の状況などを伝えましょう。情報をもとに「福祉用具サービス計画書」が作成されます。

計画書の内容を確認します
作成された「福祉用具サービス計画書」を確認しましょう。福祉用具専門相談員から福祉用具の説明を受け、内容に問題がなければ同意します。

利用開始
福祉用具を利用します。

- 福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

福祉用具はインターネットで検索できます。

公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/>



介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの利用者負担

利用できるサービス

介護保険料

＊住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

じゅうたく かいしゅう

住宅改修

要支援

要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

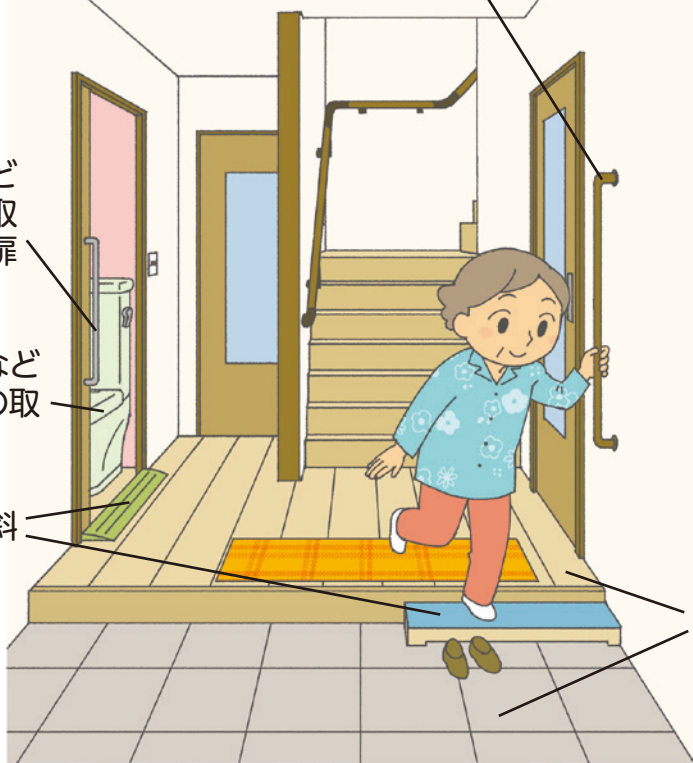
介護保険の対象となる住宅改修

●手すりの取り付け

●引き戸などへの扉の取り替え・扉の撤去

●洋式便器などへの便器の取り替え

●段差や傾斜の解消



支給限度額／20万円
(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができません。

※限度額20万円の枠を利用し終わったあとの住宅改修は、原則として全額自己負担となります。

改修前に事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。

●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

●上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修の利用の流れ

ケアマネジャーなどに相談

(介護保険の対象になるかなども確認しましょう)

施工事業者の選択・見積もり依頼

(複数の事業者を比較検討することをお勧めします)

各区役所地域福祉課へ事前申請

各区役所地域福祉課の確認・承認

堺市から着工の許可が下りてから着工します。

工事の実施・完了／支払い

改修費用を事業所にいったん全額支払います(※)。

各区役所地域福祉課へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が施工業者に1～3割を支払い、そのあとに介護保険から施工業者に9～7割が支払われます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積もりをとりましょう。

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
 - 工事費見積書(利用者宛のもの)
・介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
 - 住宅改修が必要な理由書
・ケアマネジャーなどに作成を依頼します
 - 改修前の写真(日付入り)
 - 図面
- 等

工事後に提出する書類

- 完了届
 - 改修前後の写真(日付入り)
 - 住宅改修に要した費用の領収書(利用者宛のもの)
 - 工事費内訳書
- 等

地域密着型サービス

地域のニーズに応じて提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。地域の特性に応じたサービスのため、原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

＊通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

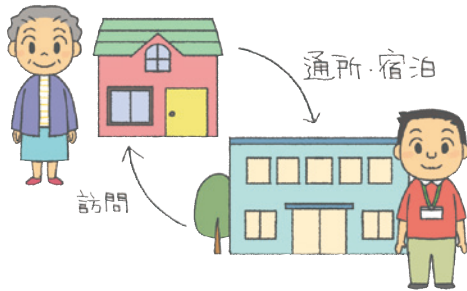
しょう き ぼ た き のう がた きよ たく かい ご

小規模多機能型居宅介護

要支援

要介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	3,640円	36,397円
要支援2	7,356円	73,554円
要介護1	11,034円	110,331円
要介護2	16,216円	162,153円
要介護3	23,589円	235,887円
要介護4	26,035円	260,342円
要介護5	28,706円	287,054円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

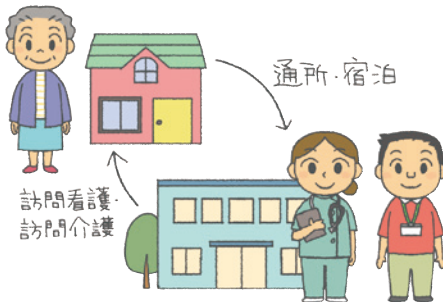
かん ごしょう き ぼ た き のう がた きよ たく かい ご

看護小規模多機能型居宅介護

要介護

(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。通い、宿泊、訪問看護、訪問介護のサービスが受けられます。



1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	13,132円	131,315円
要介護2	18,373円	183,728円
要介護3	25,828円	258,274円
要介護4	29,294円	292,931円
要介護5	33,136円	331,354円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

＊24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

てい き じゅん かい ずい じ たい おう がた ほう もん かい ご かん ご

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護

訪問介護と訪問看護が連携して、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

1か月あたりの費用のめやす

【介護、看護一体型事業所で介護のみ利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	5,828円	58,272円
要介護2	10,401円	104,004円
要介護3	17,270円	172,698円
要介護4	21,847円	218,461円
要介護5	26,421円	264,204円

※要支援の方は利用できません。

＊ 日中通所して日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

ち い き み っ ち ゃ く が た つ う し ょ かい ご

地域密着型通所介護

(デイサービス)

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要介護

費用のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	787円	7,868円
要介護2	930円	9,300円
要介護3	1,079円	10,784円
要介護4	1,225円	12,247円
要介護5	1,371円	13,710円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

にん ち しょうたい おう が た つ う し ょ かい ご

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした通所介護です。認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられます。



要支援

要介護

費用のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	909円	9,083円
要支援2	1,014円	10,138円
要介護1	1,049円	10,486円
要介護2	1,163円	11,626円
要介護3	1,277円	12,765円
要介護4	1,392円	13,915円
要介護5	1,506円	15,054円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

＊ 認知症の方が共同生活しながら利用できるサービス

にん ち しょうたい おう が た き ょ う ど う せい かつ かい ご

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

認知症と診断された方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要支援

要介護

●要支援1の方は利用できません。

1日あたりの費用のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援2	783円	7,827円
要介護1	787円	7,868円
要介護2	824円	8,234円
要介護3	849円	8,485円
要介護4	866円	8,652円
要介護5	883円	8,830円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

＊小規模な介護老人福祉施設

ち いき みつ ちやく がた かい ご ろう じん ふく し し せつ にゆう しょ しゃ せい かつ かい ご

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(特別養護老人ホーム)

要介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの費用のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護3	779円	7,785円
要介護4	854円	8,537円
要介護5	927円	9,269円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。
 ※要支援の方は利用できません。

＊夜間の訪問介護サービス

や かん たい おう がた ほう もん かい ご

夜間対応型訪問介護

要介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

費用のめやす【基本対応の場合】

	自己負担分	サービス費用
1か月	1,059円	10,582円

※要支援の方は利用できません。

＊小規模な介護専用型特定施設でのサービス

ち いき みつ ちやく がた とく てい し せつ にゆう きょ しゃ せい かつ かい ご

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど)のうち、入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居している方が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

1日あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	571円	5,705円
要介護2	642円	6,416円
要介護3	716円	7,158円
要介護4	784円	7,837円
要介護5	857円	8,569円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※ 施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

住所地特例が適用されます

他市区町村の施設に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

生活全般の介護が必要な方が利用する施設

かい ご ろう じん ふく し し せつ

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護3	22,949円	229,482円
要介護4	25,143円	251,427円
要介護5	27,306円	273,058円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方

在宅復帰を目指す方が利用する施設

かい ご ろう じん ほ けん し せつ

介護老人保健施設 (老人保健施設)

要介護

病状が安定していて入院治療の必要のない要介護1以上の方で、在宅復帰を目指している方を対象とし、リハビリテーションをメインとする施設です。



1か月あたりの施設サービス費のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	24,861円	248,605円
要介護2	26,428円	264,280円
要介護3	28,466円	284,658円
要介護4	30,128円	301,273円
要介護5	31,727円	317,262円

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

かい ご い りょういん

介護医療院

要介護

医学的管理のもとで長期療養が必要な方が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。

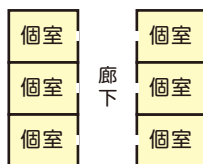


1か月あたりの施設サービス費のめやす(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	26,115円	261,145円
要介護2	29,563円	295,630円
要介護3	37,056円	370,557円
要介護4	40,222円	402,220円
要介護5	43,107円	431,062円

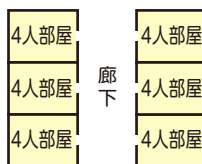
介護施設の部屋のタイプについて

従来型個室



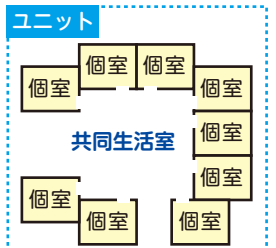
ユニットを構成しない個室

多床室

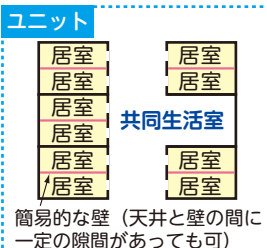


ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室



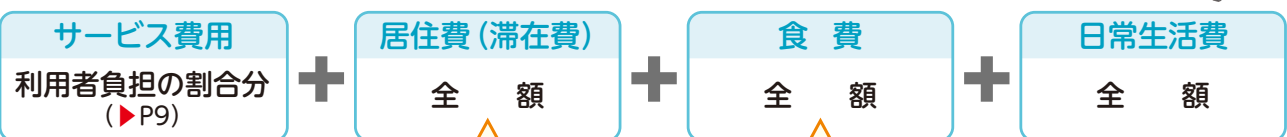
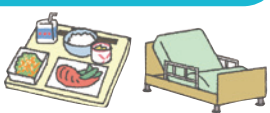
ユニット型個室的多床室



- 個室 : 壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット : 少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

*施設サービス(短期入所サービス)を利用したときの費用

利用者負担の割合分(▶P9)のほかに、居住費(短期入所サービスは滞在費)、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額 居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■基準費用額(1日につき) ●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

居住費(滞在費)				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1,728円(1,231円)	437円、697円※(915円)	2,066円	1,728円	1,445円【1,545円】

令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わる予定です。

※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る)を利用した場合(短期入所療養介護も含む)。

低所得の方には負担を軽くする制度があります 申請が必要です

低所得の方は、申請により下表のA/B両方に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険が負担します。給付を受けるには各区役所地域福祉課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することが必要です。

■負担限度額(1日につき) ●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

利用者負担段階	A課税状況等	B預貯金等	居住費等				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	要件なし	550円(380円)	0円	880円	550円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下						
第2段階	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万9,000円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	550円(480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万9,000円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	650円【680円】	1,000円【1,030円】
第3段階②	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370円【1,470円】(880円)【(980円)】	430円【530円★】	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】	1,360円【1,420円】	1,300円【1,360円】

令和8年8月から 下線部が82万6,500円に変わる予定です。また、一部の居住費等・食費が【 】内の金額に変わる予定です。第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設(短期入所生活介護も含む)と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院(いずれも8㎡/人以上に限る)を利用した場合(短期入所療養介護も含む)は、★の金額になります。

※申請した月から適用となります。
※P9の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。

預貯金等の範囲	【対象となるもの】 預貯金(普通・定期)、投資信託、有価証券、現金、負債(住宅ローン等)	【対象とならないもの】 生命保険、自動車、腕時計、宝石など貴金属、絵画、骨董品など
----------------	--	---

- 住民票上世帯が異なる配偶者(世帯分離や事実婚含む。ただしDV防止法における配偶者から暴力を受けた場合や行方不明の場合などは除く)の市民税の課税状況や預貯金等も勘案します。
- 第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。
- ※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。